

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第16号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成24年9月16日（日） 18時45分ごろ
発生場所	福井県おおい町 鋸 ^{のこぎり} 埼西方沖 鋸埼灯台から真方位270° 2,530m付近 （概位 北緯35° 32.8′ 東経135° 38.0′）
事故等調査の経過	平成25年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ギミックス、5トン未満（長さ7.16m）
船舶番号、船舶所有者等	271-31073福井、有限会社ギミックス
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 ドライブユニット脱落 定置網 ロープ切断
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗船し、係留地であるおおい町所在のマリーナへ帰航中、鋸埼西方沖の定置網設置区域に接近し、平成24年9月16日18時45分ごろ定置網に乗り揚げた。 本船は、ドライブユニットが脱落して航行できなくなったため、定置網所有者の船舶にえい航され、係留地のマリーナに到着した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：18時04分ごろ
その他の事項	船長は、鋸埼西方沖の航行経験が約15回あったが、夜間の航行は初めてであった。 定置網には白く点滅する灯火及びオレンジ色の浮きを取り付けられていた。 船長は、周辺海域に定置網が設置されていることを知っており、GPSプロッター及び目視で見張りを行っていたが、定置網の位置をGPSプロッターに入力したり、海図に記入したりしておらず、定置網との位置関係を把握していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、鋸埼西方沖を航行中、船長が、定置網の存在は知っていた

	ものの、定置網との位置関係を把握していなかったことから、定置網に進入して同網を損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、鋸崎西方沖を航行中、船長が定置網との位置関係を把握していなかったため、定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網が設置されている海域を航行する場合は、GPSプロッターに定置網の位置を入力するか、海図に定置網の位置を記入するなどしておき、できる限り、定置網から離れて航行すること。